

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 4 月 1 3 日提出

長岡地域合併協議会
会長 森 民 夫

地方税の取扱い

長岡市の制度に統一する。

ただし、法人市町村民税の法人税割、固定資産税の納期及び中之島町の都市計画税については次のとおりとする。

1 法人市町村民税の法人税割

合併年度及びそれに続く 3 か年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定により、不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度及びそれに続く 3 か年度は現行どおりとする。

2 固定資産税の納期

合併年度は現行どおりとし、その翌年度から中之島町及び山古志村の制度に統一する。

3 中之島町の都市計画税

合併年度及びそれに続く 5 か年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定により、不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度は現行どおりとし、それに続く 5 か年度は段階的に調整した税率とする。

議案第24号参考資料

長岡市の制度に統一するもの

税 目		長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	調整方針案	備 考															
(1) 個人市町村民税	均等割	3,000円						-	均等割は、地方税法の改正により平成16年度から3,000円に統一。															
	所得割	所得金額に応じ、3%～10%						-																
	納 期	<table border="0"> <tr> <td>第1期</td> <td>6月16日～30日</td> <td rowspan="4">} 同左</td> <td rowspan="4">} 同左</td> <td rowspan="4">} 同左</td> <td rowspan="4">} 同左</td> <td rowspan="4">} 同左</td> <td rowspan="4">6月21日～7月5日 10月21日～11月5日 12月21日～1月5日 2月21日～3月5日</td> <td rowspan="4">長岡市の制度に統一する。</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>8月16日～31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>10月16日～31日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>1月16日～31日</td> </tr> </table>	第1期	6月16日～30日	} 同左	} 同左	} 同左	} 同左	} 同左	6月21日～7月5日 10月21日～11月5日 12月21日～1月5日 2月21日～3月5日	長岡市の制度に統一する。	第2期	8月16日～31日	第3期	10月16日～31日	第4期	1月16日～31日							
	第1期		6月16日～30日	} 同左								} 同左	} 同左	} 同左	} 同左	6月21日～7月5日 10月21日～11月5日 12月21日～1月5日 2月21日～3月5日	長岡市の制度に統一する。							
第2期	8月16日～31日																							
第3期	10月16日～31日																							
第4期	1月16日～31日																							
(2) 市町村たばこ税	税 率	1,000本単位の税率						-																
(3) 軽自動車税	税 率	軽自動車の種類毎の税率						-	長岡市の制度に統一する。															
	納 期	5月16日～31日	同左	同左	同左	同左	5月21日～6月5日																	
(4) 入湯税	税 率	入浴客1人1日 ...150円		入浴客1人1日 ...150円				-	中之島町、三島町、山古志村、小国町には課税対象となる鉱泉源なし。															
(5) 鉱産税	税 率	標準税率						-																
(6) 特別土地保有税	税 率	保有分 1.4% 取得分 3.0%						-	平成15年度から当分の間、課税停止。															

長岡市の制度に統一するが、一部調整を行なう税目

税 目		長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	調整方針案	備 考
(1) 法人市町村民税	均等割	資本金、従業者数に応じ、9段階の標準税率 5万円～300万円						-	
	法人税割	14.7%	12.3%	14.7%	14.7%	12.3%	12.3%	長岡市の制度に統一する。ただし、不均一課税を実施する。	合併年度及びそれに続く3か年度は現行どおりとする。
(2) 固定資産税	税 率	1.4%						-	地方税法の標準税率
	納 期								
	第1期	4月16日～30日	4月16日～30日	4月16日～30日	4月16日～30日	4月16日～30日	5月21日～6月5日	中之島町、山古志村の制度に統一する。	地方税法では、原則として、4月、7月、12月及び2月中において、市町村の条例で定めることとしている。
	第2期	7月16日～31日	7月16日～31日	7月16日～30日	7月16日～31日	7月16日～31日	7月21日～8月5日		
	第3期	9月16日～30日	12月16日～25日	11月16日～30日	9月16日～30日	12月16日～25日	11月21日～12月5日		
第4期	12月16日～28日	2月16日～末日	2月16日～末日	12月16日～25日	2月16日～末日	1月21日～2月5日			
(3) 都市計画税	税 率	0.2%	都市計画区域が設定されているが、課税していない。	0.2%	0.2%	都市計画区域が設定されていない。	都市計画区域が設定されていない。	長岡市の制度に統一する。ただし、中之島町で不均一課税を実施する。	平成17年度 0.03% 平成18年度 0.06% 平成19年度 0.09% 平成20年度 0.12% 平成21年度 0.16% 平成22年度 0.2%